

「第二次富士市環境基本計画」

を策定しました

～富士山の恵みをみんなで守り、育て、ともに生きるまちを目指して～

富士山の恵みを将来の世代に引き継いでいくために、平成13年度「富士市環境基本計画」を策定し、個別計画に基づく施策を実施してきました。

今回、計画期間が終了することを受け、旧計画を引き継ぐとともに、環境を取り巻く情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しを行い、「第二次富士市環境基本計画」を策定しましたので紹介します。

計画策定の経緯と特徴

市は、豊かな「富士山の恵み」によってはぐくまれ、紙のまちとして発達し、産業都市として着実な歩みを遂げてきました。今日の社会経済システムの定着は、利便性の高い快適な生活をもたらしてきました。その一方、私たちの身近な自然環境や生活環境への環境負荷を増大させたり、地球温暖化をはじめ地球規模の環境問題を引き起こしたりしています。

環境への負荷を低減し、将来の世代に継承できる環境を守り、育てていくためには、私たちの生活様式と現代の社会構造のあり方そのものを見直していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、平成13年度に「富士市環境基本計画」を策定し、計画に基づく施策を実施してきました。

地球温暖化対策を計画に盛り込む

「富士市環境基本計画」の計画期間が終了することを受けて、計画の見直しを行い、「第二次富士市環境基本計画」を策定しました。この計画は、温暖化対策をより一層推進するために、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含め、一体化した計画になっています。

計画の目標達成期間

平成23年度～平成32年度までの10年間
※ただし、社会情勢や環境情勢の変化などにより、必要に応じて見直します。

望ましい環境像

21世紀半ばを展望した市の環境のあるべき姿を表現しました。

「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」

この実現を目指し、市民・事業者・市の、すべての主体が、市の取り組みや環境配慮指針を推進していきます。

◆基本目標◆

- 基本目標1 富士山がはぐくむ豊かな自然を守り活かすまちづくり【自然環境】
- 基本目標2 環境への負荷の少ない安心で健全なまちづくり【生活環境】
- 基本目標3 自然や風土に配慮した暮らしやすいまちづくり【快適環境】
- 基本目標4 次世代に継承する地球にやさしいまちづくり【地球環境】
- 基本目標5 パートナリシップで進める環境と調和するまちづくり【パートナリシップ】

地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

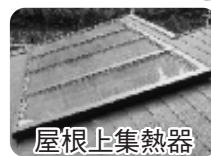
市は、温室効果ガス削減のため、「富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。この計画を基本目標4に位置づけ、全体で地球温暖化対策に取り組む、目標達成に向け実践していきます。

●削減目標

市全体における温室効果ガス排出量を基準年度の平成2年度と比較して、平成24年度までに10%削減。平成32年度計画終了年度までに23%削減を目指します。

●個別目標

①エネルギーを大切にして地球温暖化を防ごう



屋根上集熱器

太陽エネルギーの利用推進として、太陽光発電・太陽熱利用設備の公共施設への積極的な導入、市民・事業者の太陽エネルギー利用支援(次世代型ソーラーシステム導入支援の新規開始)など

②地球にやさしい暮らし方で地球温暖化を防ごう

低炭素型ライフスタイルの普及拡大、環境教育と啓発活動の推進など

③低炭素なまちづくりで地球温暖化を防ごう

環境にやさしい交通体系の整備など
④ごみを減らして地球温暖化を防ごう
ごみの減量化の推進、下水道の普及促進など

「富士市地球温暖化対策実行計画」と「富士市グリーン購入基本方針」を改定しました

「富士市環境基本計画」に関連し、市役所みずからが実行している「富士市地球温暖化防止対策実行計画（第二次計画）」と「富士市グリーン購入基本方針」の計画期間が終了しました。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正にあわせ、「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と「富士市グリーン購入基本方針」を改定しました。

富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成21年度の温室効果ガス排出量（約7万2000トン）を基準として、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で全体の9・9%（約7000トン）の削減を目指します。

計画期間と削減目標値

区分	基準年度（平成21年度） 温室効果ガス排出量実績値	目標年度（平成27年度） 削減目標	
	CO ₂ 排出量 (トン)	CO ₂ 排出量 (トン)	削減率 (%)
①市役所独自に取り組むことのできる温室効果ガス排出量	35,662.3	▲2,087.0	▲5.9%
②一般廃棄物焼却に伴う排出量	32,945.6	▲4,940.7	▲15.0%
③下水・し尿処理に伴う排出量	1,794.2	191.2	10.7%
④車両の使用に伴う排出量	785.3	0.0	0.0%
⑤笑気ガスの使用に伴う排出量	334.8	▲223.2	▲66.7%
①～⑤を合わせた温室効果ガス総排出量	71,522.2	▲7,059.7	▲9.9%

※計画は、平成27年度に見直しを行います。

富士市グリーン購入基本方針

グリーン購入とは

市は、すべての購入物品を環境負荷の低い物品（エコマークなどのついている商品、再生紙を使用した商品など）にするよう努めます。また、物品を購入するときは、必要性と適正量を十分検討して、購入総量を抑制します。

購入対象品目

平成23年度は、グリーン購入の対象品目として、紙類、文具類、OA機器など168品目を定めました。

方針の見直しと公表

基本方針は、平成27年度に見直しを行います。なお、購入対象品目を定めた購入方針、購入状況については、毎年公表をしていきます。

計画期間の進行管理

「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と「グリーン購入基本方針」を円滑かつ確実に、継続的に改善しながら実行していくために、**富士市環境マネジメントシステム**を使い、計画の進行管理を行います。

※ISO14001の認証は、平成22年度で返上し、ISO14001を運用する中で培った手法を生かしながら、より実効性のある市独自の環境マネジメントシステムを構築し、平成23年度から運用を開始しました。

「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を見直しました

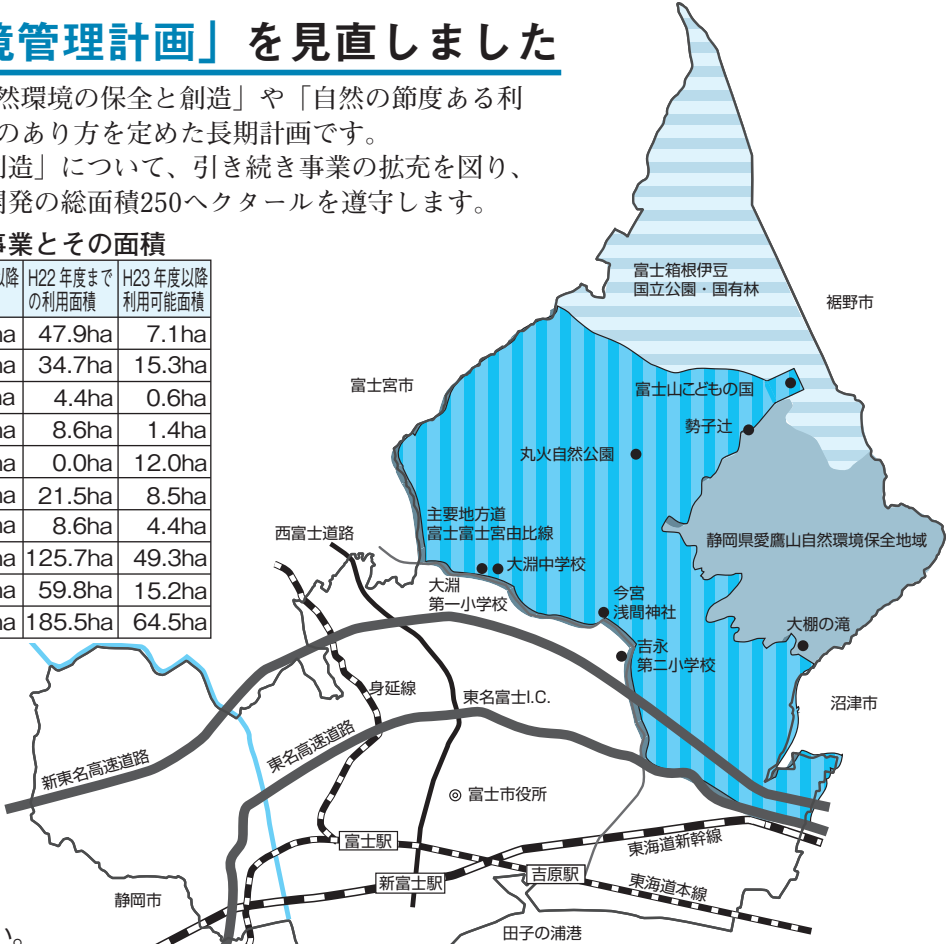
この計画は、富士・愛鷹山麓地域の「自然環境の保全と創造」や「自然の節度ある利用」を図っていくための総合的な環境管理のあり方を定めた長期計画です。今回の見直しでは、「自然環境の保全と創造」について、引き続き事業の拡充を図り、「自然の節度ある利用」については、重度開発の総面積250ヘクタールを遵守します。

森林地域における想定される土地利用事業とその面積

土地利用の視点	想定される土地利用事業	H23年度以降の面積	H22年度までの利用面積	H23年度以降利用可能面積
まちづくりの基盤整備事業 富士市の発展、活性化などまちづくりの基盤整備としての土地利用事業	①道路などの社会資本整備事業	55ha	47.9ha	7.1ha
	②頭脳集積センター・工業団地整備事業	50ha	34.7ha	15.3ha
	③高次教育機関整備事業	5ha	4.4ha	0.6ha
	④公園・霊園整備事業	10ha	8.6ha	1.4ha
	⑤住宅整備事業	12ha	0.0ha	12.0ha
	⑥産業廃棄物など処理事業	30ha	21.5ha	8.5ha
	⑦その他必要な土地利用事業	13ha	8.6ha	4.4ha
	①から⑦までの合計	175ha	125.7ha	49.3ha
市民生活の質的向上のための土地利用事業	文化・教養、アウトドアなどの土地利用事業	75ha	59.8ha	15.2ha
合計		250ha	185.5ha	64.5ha

計画対象地域の概要図

- 富士箱根伊豆国立公園・国有林
- 静岡県愛鷹山自然環境保全地域
- 計画対象地域 約6,700ha



問い合わせ 環境総務課

☎55-2901 FAX55-0522

※詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。